

令和3年（ネ）第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人ら 宮内正巖外109名

被控訴人 日本放送協会

意見陳述書

2021年12月7日

大阪高等裁判所第6民事部B係 御中

控訴人ら代理人

弁護士 辰 巳 創 史

田島泰彦作成の2021年11月4日付け「公平原則と視聴者の利益・権利に関する意見書」に基づいて、以下のとおり、意見陳述を行う。

1 田島先生は、まず、「放送の自由」という理解には、2つの方向とモデルがあると言っています。

ヨーロッパ、アメリカでも、日本と同様に、番組編集に際し、政治的な公平と多角的論点の解明という公平原則が番組編集のルールとして規制されてきました。

ヨーロッパは、これを今も維持する一方で、アメリカはこのような規制を撤廃しました。

なぜ、このような違いが生まれたのかは、ヨーロッパ、アメリカで「放送の自由」の捉え方に違いがあるからです。

2 ヨーロッパは、「放送の自由」を、それ自体に目的があると捉えるのではなく、言論の自由に奉仕するための制度的な自由と捉えます。「放送の自由」は、あくまで受け手（視聴者）側の言論の自由を確保するための手段です。

そう捉えると、国や大企業などによる支配から国民の自由な言論を保護し、視聴者が多様な番組や見解、少数者の意見などにアクセスする利益を保護するために、公平原則が求められることとなります。

公平原則は、「放送の自由」をむしろ促進するものとして捉えられるのです。

3 他方、アメリカは、「放送の自由」をテレビやラジオ上で話す個人的な権利として捉えています。実際には、その自由は、放送免許を持つ者、チャンネル権を持つ者が有しています。

ここでは、「放送の自由」は、それ自体が目的であり、国からの規制介入を受けない自由な放送という送り手（メディア）側の自由です。

このような捉え方からは、公平原則は、「放送の自由」を侵害し、許されないと考えることとなります。

4 田島先生は、このような2つの考え方があることを示したうえで、アメリカのような「放送の自由」の捉え方では、視聴者の利益が無視されること、免許権を持つ者による番組放映の無制約の自由は、言論の自由というより一種の財産権とみなされるとして、ヨーロッパ型を支持しています。

5 ヨーロッパの「放送の自由」の理解からすると、公平原則には十分な根拠と正当性が認められるとしても、そこには放送の自由を支える番組編集の自由などの見地から、一定の限界があります。

その観点から、田島先生は、日本の公平原則規制の問題点について論じています。

2016年2月、高市総務大臣は、放送局が政治的公平を欠くと判断した場合、放送法4条違反を理由に電波法76条に基づいて電波停止できる可能性を表明しました。

田島先生は、このような制裁措置を取ることが妥当であり、正当化できるのか根本的に疑問であるとしています。

放送の自由や政府による恣意的な介入排除などの観点から、公平原則の規制機関は政府から独立した機関であることが不可欠ですが、日本にはこのような独立した機関がなく、総務大臣が率いる一行政機関が直接規制することになるからです。

欧米のほとんどの諸国では、規制を政府から「独立した」「特別な」機関に委ねています。

独立行政委員会であった電波監理委員会を廃止し、免許を含む放送行政権限が総務省に集中する今の日本の制度は、放送の自由を侵害する意見の疑いがあるとまで田島先生は述べています。

6 最後に、田島先生は、公平原則の執行者として視聴者の果たすべき役割について述べています。

視聴者は主権者国民と重なり、表現の自由と知る権利の享有主体です。この観点から、番組への苦情申立や反論権を制度的に進めたり、公平原則の執行・制裁と実現について、訴訟による救済の可能性も含め、視聴者の関与を強めるなど、様々な形で放送への視聴者・市民の参加とアクセスを広げる方法が探求されるべきだとしています。

イギリスでは番組基準に関して、不快な表現と国民投票前の見解の不均衡について市民による提訴を認め、アメリカでは放送免許更新の際の市民の裁判参加を認めました。

公平原則の執行・制裁について独立的な規制機関がなく、正当な規制権限を欠いている日本は、なおさら、視聴者・市民が裁判という形で司

法救済を求め、公平原則の実現に関与することは極めて重要であると締めくくっています。

- 7 田島先生の意見書は、まさに控訴人らが主張してきた内容と符合します。

控訴人らも、「放送の自由」は、メディア固有の権利ではなく、視聴者・国民の知る権利に奉仕するための手段であると強調してきました。

他方で、行政機関が規制権限を行使して放送内容に介入することは、メディアの「放送の自由」ひいては視聴者・国民の表現の自由、知る権利を侵害するものとして断じて許されないことも述べてきました。

その上で、公平原則をメディアに遵守させる主体となるのは、その利益を享受する視聴者・市民であり、公平原則の執行・制裁について独立的な規制機関がない我が国の下では、裁判という司法的救済による外はないと訴えてきました。

裁判所は、田島意見書をふまえ、控訴人らの訴えに、正面から判断することを切に求めます。

以上